

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 和歌山県

策定： 令和5年10月16日

I 収益性向上対策

変更： 令和 年 月 日

1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応できるよう、農業の国際競争力の強化や生産体制を一層強化することが必要である。このため、県内の果樹・野菜・花き・水稻等の各地域（産地）における営農戦略に基づき、各産地が創意工夫を凝らして実施するイノベーションの取組やスマート農業、土づくりの展開などの生産性向上の取組、輸出や加工・業務用等の需要拡大に対応するための生産規模拡大や生産コストの削減の取組など、農業の高収益化や生産基盤の強化に向け総合的に支援する。

関連する以下の諸計画と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取り組みに支援する。

- ・和歌山県長期総合計画
- ・和歌山県果樹農業振興計画
- ・和歌山県野菜振興計画
- ・和歌山県花き振興計画
- ・和歌山県水田収益力強化ビジョン
- ・和歌山県農業振興地域整備基本方針
- ・和歌山県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ・和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・人・農地プラン
- ・地域計画

2 基本方針

| | |
|--|--|
| <p>作物名</p> | |
| <p>果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等)</p> | <p>当該作物について本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地生産基盤パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、和歌山県果樹農業振興計画と整合させつつ、これらの方策を推進する。</p> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①から⑦までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p> <p>① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・施設栽培における省エネルギー生産体制への転換に向けた取組を推進 ・高品質果実の安定生産につながる資材等の導入による新たな生産体制を整備する取組を推進 ・カットフルーツやストレート果汁等高品質な果実加工品の製造に向けた取組を推進 ・集出荷施設の再編合理化を推進 ・その他生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取組を推進 <p>② 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質果実や個性的果実の生産拡大やブランド化に向けた取組を推進 ・多様な販路の確保や流通形態に対応するための施設整備等の取組を推進 ・その他販売額の10%以上の増加に向けた取組を推進 <p>③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制構築の取組を推進 <p>④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者や実需者の求める品目・品種の作付けを推進 <p>⑤ 農産物輸出の取組について</p> <p>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向け出荷量又は出荷額の増加のための取組を推進 <p>⑥ 労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減が図られる取組を推進 <p>⑦ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業支援サービス事業体の利用を推進 |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類)</p> | <p>当該作物について本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地生産基盤パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、和歌山県野菜振興計画と整合させつつ、これらの方策を推進する。</p> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①から⑦までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p> <p>① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・施設栽培における省エネルギー生産体制への転換に向けた取組を推進 ・予冷・保冷施設等の整備による鮮度向上に向けた取組を推進 ・加工・業務用野菜の産地拡大に向けた取組を推進 ・その他生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取組を推進 <p>② 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト耐候性ハウスや高度環境制御装置等の導入による施設野菜の栽培を推進 ・加工・業務用野菜の産地拡大に向けた取組を推進 ・予冷・保冷施設等の整備による鮮度向上に向けた取組を推進 ・その他販売額の10%以上の増加に向けた取組を推進 <p>③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制の構築を推進 <p>④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者や実需者の求める品目・品種の作付けを推進 <p>⑤ 農産物輸出の取組について</p> <p>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向け出荷量又は出荷額の増加のための取組を推進 <p>⑥ 労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減が図られる取組を推進 <p>⑦ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業支援サービス事業体の利用を推進 |
| <p>花き (切り花、切り枝、切</p> | <p>当該作物について本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、和歌山県花き振興計画と整合させつつ、これらの方策</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>り葉、花木、花壇苗、鉢もの、地被植物類)</p> | <p>を推進する。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①から⑦までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p> <p>① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・施設栽培における省エネルギー生産体制への転換に向けた取組を支援 ・予冷・保冷施設等の整備による日持ち・鮮度向上に向けた取組を推進 ・その他生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取組を推進 <p>② 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度環境制御装置等の導入による生産性向上に向けた取組を推進 ・予冷・保冷施設等の整備による日持ち・鮮度向上に向けた取組を推進 ・その他販売額の10%以上の増加に向けた取組を推進 <p>③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制の構築を推進 <p>④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者や実需者の求める品目・品種の作付けを推進 <p>⑤ 農産物輸出の取組について</p> <p>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向け出荷量又は出荷額の増加のための取組を推進 <p>⑥ 労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減が図られる取組を推進 <p>⑦ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業支援サービス事業体の利用を推進 |
| <p>水稻</p> | <p>当該作物について本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地生産基盤パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、和歌山県水田収益力強化ビジョン等と整合させつつ、これらの方策を推進する。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①から⑦までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p> |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・その他生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取組を推進 ② 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・高品質米の安定供給に向けた貯蔵・流通施設等の整備を推進 ・その他販売額の10%以上の増加に向けた取組を推進 ③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制の構築を推進 ④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% <ul style="list-style-type: none"> ・消費者や実需者の求める品目・品種の作付けを推進 ⑤ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向け出荷量又は出荷額の増加のための取組を推進 ⑥ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減が図られる取組を推進 ⑦ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・農業支援サービス事業体の利用を推進 |
|--|--|

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県（果樹園芸課、振興局農業水産振興課等）、市町村及び地域農業再生協議会（以下、地域協議会）等と連携し、推進・指導にあたるものとする。

(2) 地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地生産基盤パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である県又は市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施し、審査精度を高めるものとする。また、取組主体事業計画に係る審査は、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県（果樹園芸課、振興局農業水産振興課等）、市町村等）により事前審査する体制を構築する。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

| 対象作物 | 取組要件 |
|--|---|
| 果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等) | <p>○ 補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知)(以下「交付等要綱」という。)別表2のⅡ整備事業のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。 なお、整備事業の実施の検討に当たっては、地域内に既存の共同利用施設がある場合は、その利用を十分に検討する。また、再編利用に該当する場合、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)(産地合理化の促進)に基づき、事業を実施することとする。</p> <p>○ 取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1及び共通1～3の要件を満たす取組を助成対象とする。ただし、施設の整備にあたっては、いわゆる単純更新と認められる場合は、助成の対象としない。 「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱について(令和4年4月1日付け3新食第2088号農林水産省総括審議官、3農産第2897号農林水産省農産局長、3畜産第1991号農林水産省畜産局長通知)(以下「事務取扱」という。)」に準じて適正に実施すること。</p> |
| 野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類) | |
| 花き (切り花、切り枝、切り葉、花木、花壇苗、鉢もの、地被植物類) | |
| 水稻 | |

② 生産支援事業

| 対象作物 | 取組要件 | | | |
|---|--|-------|---|---|
| 果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等) | <p>○ 取組要件 交付等要綱別記2の別紙1のⅠの1の要件等を満たす取組を助成対象とする。ただし、農業機械等の導入及びリース導入にあたっては、いわゆる単純更新と認められる場合は、助成の対象としない。</p> <p>1 農業機械等の導入及びリース導入 ・補助対象機械等は、下記の機械又は設備とする。</p> <table border="1" data-bbox="481 1177 1951 1382"> <thead> <tr> <th>対象機械等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕耘・整地用機械、施肥用機械、播種・移植用機械、防除・管理用機械、収穫用機械、乾燥・調製用機械・設備、運送・搬送用機械、集出荷貯蔵用機械・設備</td> </tr> <tr> <td>その他省エネ・低コストに資する農業機械・設備等 ロボット・人工知能(AI)・Iot等新技术を活用した農業機械・設備等</td> </tr> </tbody> </table> | 対象機械等 | 耕耘・整地用機械、施肥用機械、播種・移植用機械、防除・管理用機械、収穫用機械、乾燥・調製用機械・設備、運送・搬送用機械、集出荷貯蔵用機械・設備 | その他省エネ・低コストに資する農業機械・設備等 ロボット・人工知能(AI)・Iot等新技术を活用した農業機械・設備等 |
| 対象機械等 | | | | |
| 耕耘・整地用機械、施肥用機械、播種・移植用機械、防除・管理用機械、収穫用機械、乾燥・調製用機械・設備、運送・搬送用機械、集出荷貯蔵用機械・設備 | | | | |
| その他省エネ・低コストに資する農業機械・設備等 ロボット・人工知能(AI)・Iot等新技术を活用した農業機械・設備等 | | | | |
| 野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類) | | | | |
| 花き (切り花、切り枝、切り葉、花木、花壇苗、) | | | | |

| | |
|------------|--|
| 鉢もの、地被植物類) | 2 生産資材の導入等 ・補助対象となる高収益作物、栽培体系への転換に必要な資材は、下記のとおりとする。 |
| 水稻 | |
| 対象資材 | |
| | 果樹棚、パイプハウス、高性能な被覆資材等 |

③ 効果増進事業

| 対象作物 | 取組要件 |
|--|--|
| 果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等) | ○ 取組要件 交付等要綱別記2の別紙1のIの2の要件等を満たす取組を助成対象とする。 ○ 補助対象経費 交付等要綱別記2の別紙1のI基金事業の2(4)のア計画策定等に要する経費、イ技術実証に要する経費(農業機械等のリース導入及びレンタル導入に要する経費及び事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費)とする。 |
| 野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類) | |
| 花き (切り花、切り枝、切り葉、花木、花壇苗、鉢もの、地被植物類) | |
| 水稻 | |

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

| |
|---|
| ○ 交付等要綱に基づき実施するものとする。 ○ 市町村、地域協議会の計画申請時には以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認する。 I 基金事業 |
|---|

(1) 整備事業

- ・概算設計書、見積書等、事業費の根拠となる資料
- ・費用対効果分析
- ・施設の規模算定根拠
施設の能力、稼働期間等の詳細資料
- ・位置、配置図、平面図
- ・施設の管理運営規定
- ・収支計画書
- ・前年度の青色申告書（個人農業者の場合）
- ・再編利用計画書（既設施設の再編合理化の取組を行う場合）
- ・その他 知事が必要と認める資料

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

- ・申請者の規約（農業者の組織する団体及び民間事業者の場合）、見積書等事業費の根拠となる資料、機械の利用計画、機械の能力・台数などの算定根拠、機械の導入経緯、機械のカタログ、その他機械整備の必要性・妥当性を示す上で必要な資料 等

○ 事業完了後、助成金の請求時には以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認する。

(1) 整備事業

- ・精算設計書、契約書の写し、工事完成図書（完成図 出来高管理・品質管理資料など）、工事写真、地域協議会等の工事完成確認書、検査調査書 等

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

- ・リース導入に係る入札関係書類、発注書、リース契約書、借受証、納品、領収書（支払済みの場合）、農業共済・動産総合保険に加入していることを確認できる書類 等

II 整備事業

I 基金事業（1）整備事業に準ずる

6 取組主体助成金の交付方法

和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）（以下「県補助金等交付規則」という。）及び和歌山県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に基づき、原則、市町村又は地域協議会を経由して取組主体へ助成金を交付する。ただし、必要に応じて、県から取組主体へ助成金を交付することができるものとする。なお、県から取組主体へ助成金を交付する場合において、交付に係る申請書類の提出等については、市町村又は地域協議会を経由して行うこととする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体に対して、事業実施前に周知すべき主な重要事項を以下のとおりとし、地域協議会等を通じて周知するものとする。
また、取組主体は、下記事項とともに、交付等要綱、県補助金等交付規則、県交付要綱等に基づき、適正な事業執行に努めることとする。

(1) 契約に当たっての条件

- ・事業実施に当たっての手法等については、県交付要綱及び「事務取扱」に準ずるものとする。
- ・原則、一般競争入札に付すること、ただし、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約することができる。
- ・上記による契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- ・リース方式による農業機械等の導入での機種選定に当たっては、取組主体の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。また、事業者の選定に当たっては、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札により事業費の低減を図る。ただし、やむを得ない事由があると県が認める場合に限り、県が指定する見積もり合わせ等の方法で実施することができる。
- ・リース方式による農業機械の導入に当たり、リース事業者の選定では、過去3か年においてリース取扱実績を有する者とする。

(2) 助成金の返納

交付等要綱及び県交付要綱に定める事業要件を満たさないこと等が判明した場合は、当該助成金の全部又は一部を速やかに返納しなければならない。

(3) 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

当該助成金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合、確定後、これを助成金額から減額して報告するとともに、返納しなければならない。

(4) 財産の管理及び財産処分の制限

- ・本事業により取得した財産は、本事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。
- ・取組主体が本事業により取得した財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を納付させることがある。
- ・また、県交付要綱第6条（7）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において、事前の承認を受けずに補助金交付の目的に反して

取得した財産を処分してはならない。

(5) 取組主体事業計画の評価等

- ・ 交付等要綱別記2第15の1に基づき、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告を作成し、翌年度の6月30日までに地域協議会長に提出するものとする。
- ・ 交付等要綱別記2第16の1に基づき、目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況を自ら評価し、その目標年度の翌年度の6月30日までに、地域協議会長に報告するものとする。

8 その他

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

近年の施設園芸農家等の少子高齢化・後継者不足が進む中、産地の維持と将来の競争力強化を進めるためには、各産地の創意工夫と発意によって既存の農業用ハウスや樹園地等の生産基盤を活用し、次世代に継承していくことの維持が重要である。

このため、本県の農業について、関連する以下の諸計画と整合させつつ、地域の生産基盤の強化を図りながら担い手等に円滑に継承していくための取組を総合的に支援する。

- ・和歌山県長期総合計画
- ・和歌山県果樹農業振興計画
- ・和歌山県野菜振興計画
- ・和歌山県花き振興計画
- ・和歌山県水田収益力強化ビジョン
- ・和歌山県農業振興地域整備基本方針
- ・和歌山県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ・和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・人・農地プラン
- ・地域計画

2 基本方針

| 作物名 | |
|--|--|
| <p>果樹 （かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等）</p> | <p>当該作物について本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地生産基盤パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、和歌山県果樹農業振興計画と整合させつつ、これらの方策を推進する。</p> <p>【産地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総販売額又は総作付面積の維持又は増加 <ul style="list-style-type: none"> ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加のための取組を推進 <p>【取組主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加のための取組を推進 ○ 交付等要綱共通8の6に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・重点品目の生産に向けた農業用ハウスや園地の再整備等の取組を推進 |

| | |
|------------------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・高品質果実や個性的果実の生産拡大やブランド化に向けた取組を推進 ・その他販売額の増加に向けた取組を推進 ○ 生産コストの低減 <ul style="list-style-type: none"> ・生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・施設栽培における省エネルギー生産体制への転換に向けた取組を推進 ・その他生産コスト低減に向けた取組を推進 ○ 労働生産性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減が図られる取組を推進 ○ 契約販売率の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制構築の取組を推進 |
| <p>野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類)</p> | <p>当該作物について本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地生産基盤パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、和歌山県野菜振興計画と整合させつつ、これらの方策を推進する。</p> <p>【産地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総販売額又は総作付面積の維持又は増加 <ul style="list-style-type: none"> ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加のための取組を推進 <p>【取組主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加のための取組を推進 ○ 交付等要綱共通 8 の 6 に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・重点品目の生産に向けた農業用ハウスの再整備等の取組を推進 ・低コスト耐候性ハウスや高度環境制御装置等の導入による施設野菜の栽培を推進 ・加工・業務用野菜の産地拡大に向けた取組を推進 ・予冷・保冷施設等の整備による鮮度向上に向けた取組を推進 ・その他販売額の増加に向けた取組を推進 ○ 生産コストの低減 <ul style="list-style-type: none"> ・生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・施設栽培における省エネルギー生産体制への転換に向けた取組を推進 ・その他生産コスト低減に向けた取組を推進 ○ 労働生産性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減が図られる取組を推進 ○ 契約販売率の増加 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制構築の取組を推進 |
| <p>花き (切り花、切り枝、切り葉、花木、花壇苗、鉢もの、地被植物類)</p> | <p>当該作物について本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、和歌山県花き振興計画と整合させつつ、これらの方策を推進する。</p> <p>【産地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総販売額又は総作付面積の維持又は増加 <ul style="list-style-type: none"> ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加のための取組を推進 <p>【取組主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加のための取組を推進 ○ 交付等要綱共通 8 の 6 に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・重点品目の生産に向けた農業用ハウスの再整備等の取組を推進 ・高度環境制御装置等の導入による生産性向上に向けた取組を推進 ・予冷・保冷施設等の整備による日持ち・鮮度向上に向けた取組を推進 ・その他販売額の増加に向けた取組を推進 ○ 生産コストの低減 <ul style="list-style-type: none"> ・生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・施設栽培における省エネルギー生産体制への転換に向けた取組を推進 ・その他生産コスト低減に向けた取組を推進 ○ 労働生産性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減が図られる取組を推進 ○ 契約販売率の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制構築の取組を推進 |
| <p>水稻</p> | <p>当該作物について本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地生産基盤パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、和歌山県水田収益力強化ビジョン等と整合させつつ、これらの方策を推進する。</p> <p>【産地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総販売額又は総作付面積の維持又は増加 <ul style="list-style-type: none"> ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加のための取組を推進 <p>【取組主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加のための取組を推進 ○ 交付等要綱共通 8 の 6 に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高品質米の安定供給に向けた貯蔵・流通施設等の整備を推進 ・ その他販売額の増加に向けた取組を推進 ○ 生産コストの低減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・ 中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・ その他生産コスト低減に向けた取組を推進 ○ 労働生産性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間の削減が図られる取組を推進 ○ 契約販売率の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制構築の取組を推進 |
|--|--|

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

| |
|---|
| <p>(1) 本事業の推進・指導</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県（果樹園芸課、振興局農業水産振興課等）、市町村及び地域協議会等と連携し、推進・指導にあたるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制</p> <p>産地生産基盤パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である都道府県又は市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施し、審査精度を高めるものとする。また、取組主体事業計画に係る審査は、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県（果樹園芸課、振興局農業水産振興課等）、市町村等）により事前審査する体制を構築する。</p> |
|---|

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

| 対象作物 | 取組要件 |
|--|---|
| 果樹 （かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 交付等要綱別記 2 の別紙 2 の I の 1 の要件等を満たす取組を助成対象とする。 ○ 補助対象経費 交付等要綱別記 2 の別紙 2 の I の 1 (4) のア ハウスの再整備・改修に要する経費、イ 機械設備等の導入及びリース導 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| なし、さんしょう等) | <p>入に要する経費とする。</p> <p>○ 補助対象機械設備等 交付等要綱別記2の別紙2のIの1(4)のイの(ア)に掲げる機械設備等とし、本事業の成果目標の達成に必要不可欠であること。なお、機械の規模については、利用計画等で能力及び台数を決定する等、過剰投資とならないようにすること。</p> |
| 野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類) | |
| 花き (切り花、切り枝、切り葉、花木、花壇苗、鉢もの、地被植物類) | |

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

| 対象作物 | 取組要件 |
|---|--|
| 果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等) 茶 | <p>○ 取組要件 交付等要綱別記2の別紙2のIの2の要件等を満たす取組を助成対象とする。</p> <p>○ 補助対象経費 交付等要綱別記2の別紙2のIの2(4)のイ 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に要する資材費及び役務費、ロ 果樹等の改植等に要する経費、ウ 樹体支持設備や被害防止設備等の導入、再整備又は改修に必要な資材の購入に要する経費、エ ウの取組を行う場合の施工に要する経費、オ 既存樹園地の設備の解体、撤去及び移設に要する経費とする。 なお、エ及びオは自力施工が困難な場合に限る。</p> <p>○ 補助対象機械及び資材 本事業の成果目標の達成に必要不可欠な機械・設備および資材とする。なお、機械の規模については、利用計画等で能力及び台数を決定する等、過剰投資とならないようにすること。</p> <p>○ 果樹等の改植を行う場合の対象品目・品種 別表1のとおり。</p> |

③ 農業機械の再整備・改良

| 対象作物 | 取組要件 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|--|--|
| 果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等) | ○ 取組要件 交付等要綱別記2の別紙2のIの3の要件等を満たす取組を助成対象とする。 |
| 野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類) | ○ 補助対象経費 交付等要綱別記2の別紙2のIの3(4)のア 農業機械の再整備に要する経費、イ 農業機械の改良に要する経費とする。 |
| 花き (切り花、切り枝、切り葉、花木、花壇苗、鉢もの、地被植物類) | ○ 補助対象機械 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な農業機械の再整備・改良とする。なお、機械の規模については、利用計画等で能力及び台数を決定する等、過剰投資とならないようにすること。 |
| 水稻 | |

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

| 対象作物 | 取組要件 |
|---|---|
| 果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等) 茶 | ○ 取組要件 交付等要綱別記2の別紙2のIの4の要件等を満たす取組を助成対象とする。 |
| 野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類) | ○ 補助対象経費 交付等要綱別記2の別紙2のIの4(3)のア 産地における継承・強化体制の構築に要する経費、イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチングに要する経費、ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理に要する経費とする。 |
| 花き (切り花、切り枝、切り葉、花木、花壇苗、鉢もの、地被植物類) | ○ 果樹等の改植を行う場合の対象品目・品種 別表1のとおり。 |

| | |
|----|--|
| 水稻 | |
|----|--|

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

| 対象作物 | 取組要件 |
|--|--|
| 果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等) | <p>○ 取組要件 交付等要綱別記2の別紙2のIの5の要件等を満たす取組を助成対象とする。</p> <p>○ 補助対象経費 交付等要綱別記2の別紙2のIの5(3)のア 栽培管理、労務管理等の技術実証に要する経費、イ 技術継承・普及のための研修等による人材育成に要する経費、ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援に要する経費とする。</p> |
| 野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類) | <p>○ 補助対象機械及び資材 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械・設備および資材とする。なお、機械の規模については、利用計画等で能力及び台数を決定する等、過剰投資とならないようにすること。</p> |
| 花き (切り花、切り枝、切り葉、花木、花壇苗、鉢もの、地被植物類) | <p>○ 農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容 大型特殊免許(農耕車に限る)やけん引免許(農耕車に限る)の取得のための実技および座学(実技の講習を必須とする。)による研修会等の開催に要する経費を対象とする。研修では、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得や農業機械の安全利用に関する研修等も行うことができるものとする。</p> |
| 水稻 | |

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

| |
|---|
| <p>○ 交付等要綱に基づき実施するものとする。</p> <p>1 計画申請時</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、② 費用対効果分析、③前年度の青色申告書(個人農業者の場合)、④ 既存ハウスの</p> |
|---|

写真、⑤ 既存ハウスの位置図等、⑥ 継承計画、⑦ 実証計画

(①、②、③を必須として、農業用ハウスの再整備・改修の取組を行う場合は④、⑤、⑥生産技術の継承・普及の取組を行う場合は⑦を確認する。) その他 知事が必要と認める資料

(2) 基金事業

申請者の定款または規約、施設等の継承計画、見積書、カタログ、既存施設等の写真・位置図、その他 知事が必要と認める資料

2 実績報告時

(1) 整備事業(交付等要綱別表2注1に基づき基金事業として実施される整備事業を含む。)

① 出来高設計書、② 完成写真、③ 契約書、納品書、請求書、領収書 その他 知事が必要と認める資料

(2) 基金事業

① リース契約書(リース導入の場合)、② 納入写真、③ 納品書、請求書、領収書 その他 知事が必要と認める資料

(3) 市町からの添付書類

① 確認調書、② 確認写真 その他 知事が必要と認める資料

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

県事業計画に位置づける産地パワーアップ計画の認定にあたっては、別表2のポイント制により合計ポイントの高い順から優先順位を定めるものとする。

なお、ポイントが同点の場合、整備事業は、①成果目標、②取組主体の割合、③面積のポイントが多い計画から認定し、基金事業は、①成果目標、②重点品目(県)、③取組主体数のポイントが多い計画から認定する。

7 取組主体助成金の交付方法

和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号)(以下「県補助金等交付規則」という。)及び和歌山県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱(以下「県交付要綱」という。)に基づき、原則、市町村又は地域協議会を経由して取組主体へ助成金を交付する。ただし、必要に応じて、県から取組主体へ助成金を交付することができるものとする。なお、県から取組主体へ助成金を交付する場合において、交付に係る申請書類の提出等については、市町村又は地域協議会を経由して行うこととする。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体に対して、事業実施前に周知すべき主な重要事項を以下のとおりとし、地域協議会等を通じて周知するものとする。

また、取組主体は、下記事項とともに、交付等要綱、県補助金等交付規則、県交付要綱等に基づき、適正な事業執行に努めることとする。

(1) 契約に当たっての条件

・事業実施に当たっての手法等については、県交付要綱及び「事務取扱」に準ずるものとする。

・原則、一般競争入札に付すること、ただし、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約することが

できる。

- ・上記による契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- ・リース方式による農業機械等の導入での機種選定に当たっては、取組主体の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。また、事業者の選定に当たっては、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札により事業費の低減を図る。ただし、やむを得ない事由があると県が認める場合に限り、県が指定する見積もり合わせ等の方法で実施することができる。
- ・リース方式による農業機械の導入に当たり、リース事業者の選定では、過去3か年においてリース取扱実績を有する者とする。

(2) 助成金の返納

交付等要綱及び県交付要綱に定める事業要件を満たさないこと等が判明した場合は、当該助成金の全部又は一部を速やかに返納しなければならない。

(3) 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

当該助成金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合、確定後、これを助成金額から減額して報告するとともに、返納しなければならない。

(4) 財産の管理及び財産処分の制限

- ・本事業により取得した財産は、本事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。
- ・取組主体が本事業により取得した財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を納付させることがある。
- ・また、同条（7）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において、事前の承認を受けずに助成金交付の目的に反して取得した財産を処分してはならない。

(5) 取組主体事業計画の評価等

- ・交付等要綱別記2第15の1に基づき、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告を作成し、翌年度の6月30日までに地域協議会長に提出するものとする。
- ・交付等要綱別記2第16の1に基づき、目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況を自ら評価し、その目標年度の翌年度の6月30日までに、地域協議会長に報告するものとする。

なお、果樹等の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

| |
|--|
| |
|--|

9 その他

| |
|--|
| |
|--|